

○第1章 総則

条文	
第1条 目的	この条例は、石狩市のまちづくりに関する基本理念及び原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会及び執行機関の責務並びに市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。
第2条 定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 住民 イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者 ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体 (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。 (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。 (5) まちづくり 市民が心豊かに、活力にあふれ、健やかに活動することができる石狩市を実現するために求められる公共的な活動をいう。 (6) 協働 複数の主体が、まちづくりに関する共通の目標を達成するため、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいう。 (7) 地域コミュニティ組織 石狩市内の一定の地域を活動範囲として、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいう。
第3条 条例の位置付け	この条例は、石狩市のまちづくりに関する最高規範であり、市及び市民は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、条例の制定、計画の策定その他の市政運営に当たっては、この条例の内容との整合を図らなければならない。
第4条 まちづくりの基本原則	石狩市のまちづくりは、市民が主役であるとの共通認識のもと、市民及び市又は市民同士の協働により進めることを基本とする。 2 石狩市のまちづくりは、市民及び市がまちづくりに関する情報を共有しながら進めることを基本とする。 3 石狩市のまちづくりは、未来の市民への責任を自覚し、持続可能性を確保しながら進めることを基本とする。
主な取組事例	
—	
市の自己評価・現状把握	
—	
平成29年度懇話会で出された意見	
この条例は、「まちの憲法」であり、目的定義・条例の位置づけについての条文であるこの部分の見直しは簡単に行うべきではない。 【条例解説に関して】「外国人登録」との記載があるが、現在は廃止され、すべて住民基本台帳に登載することになっており、修正が必要。→修正反映済	
今回の検討内容	

○第2章 市民

条文	
第5条 市民の権利	市民は、主体的かつ平等にまちづくりに参加することができる。
2	市民は、市政に関する情報を知り、及び市政に関する説明を求めることができる。
3	市民は、石狩市内において、安全で安心して生活し、又は活動する環境を求めることができる。
第6条 市民の責務	市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、互いを尊重しつつ、協働によるまちづくりに参加するよう努めるものとする。
2	市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
主な取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報いしかりやホームページ、市掲示板「あい・ボード」、情報公開コーナー、デジタルサイネージ、LINE等を使った情報の提供 ・ 情報公開制度 ・ 石狩市民憲章/スポーツ健康都市宣言/平和都市宣言の制定・宣言 	
市の自己評価・現状把握	
市政やまちづくりに関して、広報やホームページを基本とし、様々な情報媒体を使用し情報を発信しているが、自身が必要とするもの以外の情報に関心が少ない市民に対し、どのように情報を届けるかが課題である。	
平成29年度懇話会で出された意見	
ワークショップで出た「6条の「責務」を「役割」にした方がいい」という意見に対し、役割を自覚して互いを尊重し協働することを責務と言っているので、変更は必要ない。	
今回の検討内容	

○第3章 議会及び議員

条文	
<p>第7条 議会の役割及び責務 議会は、石狩市の意思決定機関であり、執行機関の市政運営を監視し、及びけん制する役割を果たす。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴く機会を設けるなど、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って活動しなければならない。</p> <p>4 議会は、会議の公開を原則とし、市民との情報の共有化を図るため、積極的に情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>5 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不断の議会改革に努めなければならない。</p>	
<p>第8条 議員の責務 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、まちづくりに関する調査研究を積極的に行い、政策提言の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにし、議会活動を推進することにより政治責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。</p>	
<p>第9条 議会事務局 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努めるものとする。</p>	
主な取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例（平成27年4月1日施行） ・ 本会議 Youtube 配信（リアルタイム・アーカイブ配信）（令和2年第4回定例会から） ・ 年に4回、市議会だよりの発行（質問・答弁主旨の掲載、議案に対する賛否の公開等） ・ 議会報告会の実施 ・ 政務活動費・議長交際費の使用に関する情報の公表 ・ 議員間討議の導入 ・ 議会のペーパーレス化 ・ タブレット端末の導入 	
市の自己評価・現状把握	
<p>条例と取組は矛盾がないと考える。</p>	
平成29年度懇話会で出された意見	
<p>議会基本条例との整合性の確認は？→矛盾点はないと考える。また、本章の検討を議会側に求めることは、議会側が判断するものとする。</p>	
今回の検討内容	

○第4章 執行機関及び職員

条文	
第10条 市長の責務	市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関及び市内の公共的団体等がこの条例の趣旨を体現しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な総合調整を適切に行わなければならない。 2 市長は、就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければならない。
第11条 執行機関の責務	執行機関は、公正に、誠実に、かつ、透明性の向上が図られるよう市政を執行しなければならない。 2 執行機関は、市民の意見を積極的に把握し、市政に適切に反映させるよう努めなければならない。 3 執行機関は、市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
第12条 市職員の責務	市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、市民との協働に積極的に取り組まなければならない。 3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。
主な取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声を活かす条例（石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例） ・所信表明における条例遵守の表明 ・「ゼロカーボンシティ」の宣言（リーダーシップの発揮） ・市長室開放事業 ・市職員地域協働指針 ・職員のサービスの宣誓に関する条例/新任職員研修での周知 ・実践的な職員研修の実施 ・自治懇話会 ・まちづくり出前講座 	
市の自己評価・現状把握	
市長及び職員の職務遂行については、本条例の趣旨を遵守していると考え、今後も職員の理解と意識向上を目的に取組を続けていく。	
平成29年度懇話会で出された意見	
第5章との関連の部分で重複して分かりづらく捉えられてしまうが、根本的な原則という趣旨をもって読み解くと理解できる。	
今回の検討内容	

○第5章 行政運営の原則①

条文	
第13条 市政運営の原則	<p>市政は、石狩市の実情を十分踏まえつつ、自主的、自律的かつ総合的なまちづくりに寄与するように運営されなければならない。</p> <p>2 市は、前項の趣旨にのっとり、まちづくりに必要となる条例等の制定改廃及び法令の解釈を適切に行わなければならない。</p>
第14条 情報公開	<p>市は、市政に関する情報を、市民の請求に応じ、又は自ら積極的に市民に提供するための措置を講じなければならない。</p>
第15条 個人情報保護	<p>市は、個人情報の適正な収集及び管理並びに適切な開示、訂正及び利用停止を行うための措置を講じなければならない。</p>
第16条 総合計画	<p>市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下これらを総称して「総合計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。</p> <p>3 総合計画は、この条例の理念にのっとり策定されるとともに、市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、適切に見直されなければならない。</p> <p>4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策を実施しなければならない。</p>
第17条 行政改革	<p>市長は、最少の経費で最大の市民福祉を図るため、不断の行政改革に取り組まなければならない。</p> <p>2 市長は、行政改革の目標及びそれを実現するための施策の大綱を定めた計画を策定するものとする。</p>
第18条 行政評価	<p>執行機関は、実施する施策について、客観的かつ効率的な評価を行わなければならない。</p> <p>2 執行機関は、前項の評価結果を踏まえ、その実施する施策について必要な見直しを行うものとする。</p>
主な取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開条例の制定及び制度の運用状況の公開 ・ 市民の声を活かす条例（会議の公開、議事録・各種資料の公開） ・ 個人情報保護条例の制定/情報セキュリティ基本方針の見直し ・ 石狩市総合計画の策定 ・ 石狩市行政改革大綱 2026 の策定 ・ 行政評価の取組として、事業の目的・手法・有効性等の評価検証を実施し戦略策定に反映。 ・ 市民意識に関するアンケート調査 	
市の自己評価・現状把握	
<p>行政評価の仕組みについては継続して検討していくが、本章に規定する行政運営の各事項については、条例の趣旨のとおり遂行していると考ええる。</p>	
平成 29 年度懇話会で出された意見	
<p>（第 15 条に関する意見は次項第 23 条との関連の部分に記載）</p>	
今回の検討内容	

○第5章 行政運営の原則②

条文	
第19条 財政運営	市長は、市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく提供しなければならない。 2 市長は、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を図らなければならない。 3 市長は、健全な財政運営を確保するための計画を策定するものとする。
第20条 組織編成	市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を達成できるよう編成されなければならない。 2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない。
第21条 職員育成	市長は、専門的な知識、技能及び高い倫理観を有し、市政の課題への的確な対応能力を備えた職員を育成するため、必要な措置を講じなければならない。
第22条 行政手続	執行機関は、市政運営における公平性の確保と透明性の向上を図り、市民及び利害関係者の権利利益を保護するため、処分、届出、行政指導等に関して、共通する事項を定めなければならない。
第23条 危機管理	市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、市民意識の啓発に努めるとともに、総合的な危機管理を図るために必要な措置を講じなければならない。
主な取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期財政運営指針の策定/公共施設等総合管理計画個別施設計画の策定 ・ 「石狩市の財政」の発行/予算・決算情報をHPや広報で公表 ・ 平成30年度以降、危機対策課、新型コロナウイルス感染症対策課、地域包括ケア課、行政改革・DX推進課の設置。都市整備課に維持管理担当課長、企業連携推進課に再生可能エネルギー担当課長を配置。 ・ 部長連絡会議 ・ 人材育成基本方針/職員研修実施計画 ・ 行政手続条例 ・ 地域防災計画/地区防災ガイド ・ 防災マスター認定 ・ 本庁舎及び両支所への非常用自家発電設備整備 	
市の自己評価・現状把握	
本章に規定する行政運営の各事項については、条例の趣旨のとおり遂行していると考える。	
平成29年度懇話会で出された意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップで出た「いじめや児童虐待などの今日的課題には23条ではカバーできない」という意見に対し、「総合的な危機管理」と包括的な表現をしており、変更は必要ないと考える。 ・ 避難行動要支援者制度において名簿を作成し避難支援等関係者に提供しているが、個人情報の保護の観点から災害時や避難所運営時に支援が必要な人の情報が共有しきれず、機能するか不安という声がある。危機管理上今後とも、様々な状況を想定した個人情報の活用方法について、町内会等とも連携しながら検討した方がよい。→後段参照 	
今回の検討内容	

○第6章 協働によるまちづくりの推進

条文	
<p>第24条 協働によるまちづくりの推進</p> <p>協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。</p>	
<p>第25条 行政活動への市民参加の推進</p> <p>執行機関は、施策の立案、実施及び評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市政の重要事項又は市民の関心の高い事項について、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとする。</p>	
<p>第26条 地域コミュニティ組織</p> <p>住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとする。</p>	
<p>第27条 住民投票</p> <p>市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由により、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事案については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとする。</p> <p>2 市長及び議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。</p> <p>3 投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定める。</p>	
主な取組事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度 ・市民活動情報センター「ぼぼらーと」 ・石狩シェアハピシティ計画/まちフェスいしかり ・北石狩地域観光まちづくり協議会/浜益特定地域づくり事業協同組合 ・市民の声を活かす条例/公募制の採用・審議会等委員への女性登用促進要綱 ・市民参加制度調査審議会 ・「町内会・自治会活動のしおり」/わかば地区地域会議 	
市の自己評価・現状把握	
<p>市民参加制度はあいボード等の活用もあり、市民アンケートの結果として市民参加制度についての問いに令和3年度は知っている人が30.9%と、徐々に石狩は「協働のまち」という認識は市民にも浸透していると感じる。協働事業提案制度はより一層の周知が必要。</p>	
平成29年度懇話会で出された意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会等がなり手不足等により、規模・機能が縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について、新たな視点で考えることが必要な時期が来ているのでは。例えば、町内会の合併。コミュニティ内の各組織が脆弱化しないよう、各活動を包括できるような統一的地域の割り方などを、地域住民も交えて検討する機会を作る必要がある。→後段参照 ・ワークショップで出た「緊急時等を想定し、市民参加を認めない旨の記載することはどうか」という意見に対し、「市民の声を活かす条例」では市民参加手続が必要な活動を定めており、すべてに対して市民参加を求めているわけではないため、変更は必要ないと考える。 	
今回の検討内容	

○第7章 他の自治体等との連携協力

条文	
第28条 市外の人々等との連携	市民及び市は、必要に応じて、市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとする。
第29条 他の自治体等との協力	石狩市は、他の市町村との連携及び協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るものとする。 2 石狩市は、国及び北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、及び必要な施策の提案等を行うものとする。
主な取組事例	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増毛山道の復元作業/増毛町と合同で北海道遺産への推薦 ・ さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市を中心にした本市を含め12市町村） ・ 三市区連携事業（札幌市手稲区・小樽市・本市） ・ 藤女子大学との包括連携協定及び連携事業実施 ・ 北海学園大学など近郊の大学のほか、大正大学など本州の大学との連携 ・ 様々な企業との連携協定の締結及び連携事業実施 ・ 姉妹都市高校生交換留学生事業（キャンベルリバー市） ・ 少年少女親善訪問派遣・受入事業（彭州市）
市の自己評価・現状把握	
	<p>従来から様々な場面で、国、道、他市町村や関係機関との連携の上で、課題解決をはかっている。今後もさっぽろ連携中枢都市圏などの枠組みも利用しながら、課題の解決を図っていく。</p> <p>海外姉妹都市との連携・交流については、新型コロナウイルスの影響により、対面による交流が制限される中、オンラインも活用しながら継続して交流している。</p>
平成29年度懇話会で出された意見	
	<p>時代の変化とともに連携協力はより重要になってきている。その連携は国内に限るものではないことを周知すべき。</p> <p>【条例解説】連携交流の範囲を国内に限らず、姉妹都市をはじめとする海外を含めた記載にすべき。→追記反映済。</p>
今回の検討内容	

○第8章 条例の見直し

条文
<p>第30条 条例の見直し 市は、5年を超えない期間ごとにこの条例が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p>
主な取組事例
<ul style="list-style-type: none"> ・H24 見直し。第16条の改正の改正が必要と判断。パブリックコメントを実施。 ※条文の根拠としていた地方自治法が開催されたため ※いしかりまちづくりワールドカフェ/自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い ・H29 自治基本条例推進懇話会/市民ワークショップ「みんなで考える自治基本条例」
市の自己評価・現状把握
<p>平成24年度には条例の見直しは市が主体となって検討したが、「いしかりまちづくりワールドカフェ」「石狩市自治基本条例を活かしたまちづくりを考える集い」を実施。その中で次回見直し時には委員会を設けてはどうか、という意見もあり、平成29年度には「石狩市自治基本条例懇話会」（全6回）、「みんなで考える自治基本条例（基調講演・ワークショップ）」を開催し、見直しを行った。</p> <p>このことから、条例や関連する取組について検証しており、条例の趣旨のとおり適切に遂行できていると考える。</p>
平成29年度懇話会で出された意見
<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの方法を条文化してしまうと、時代の変化によっては、その手法が適さない可能性もあるため、柔軟な対応を目的に条文化までは求めない方がいい。 【条例解説】検討手法のひとつとして「懇話会を設置する等の手法も取り入れる」旨の追加が必要である。→追加反映済 ・全体として・・・ <p>条例解説は各担当部局で精査をし、時代の変化に応じて変更し、更にわかりやすくなるような努力をすること。</p>
今回の検討内容

全体を通して

○後段 関連する取組

前回の懇話会で出された条文以外の市の取組等に関する意見について

【15条・23条】個人情報保護と危機管理に関する意見
【平成29年度に出された意見】
避難行動要支援者制度において名簿を作成し避難支援等関係者に提供しているが、個人情報の保護の観点から災害時や避難所運営時に支援が必要な人の情報が共有しきれず、機能するか不安という声がある。危機管理上今後とも、様々な状況を想定した個人情報の活用方法について、町内会等とも連携しながら検討した方がよい。
【取組事項】
避難行動要支援者名簿は、避難の誘導や安否確認のために活用するもので、このような避難支援については、町内会などの避難支援等関係者による任意の協力として、可能な範囲でお願いしているところ。 平成30年から令和3年に行われた花川南第2町内会との協働事業では、避難行動要支援者名簿をもとに街歩きで同意が得られた方を対象に避難支援の訓練を行っている。このような事例を参考に、町内会が、その実情や地域の特性に応じた活用方法を平時から工夫することで、災害時等における円滑な支援行動につなげるよう協力を呼び掛けている。
【26条】地域コミュニティ組織に関する意見
【平成29年度に出された意見】
町内会・自治会等がなり手不足等により、規模・機能が縮小せざるを得ない。コミュニティのあり方について、新たな視点で考えることが必要な時期が来ているのではないかと。例えば、町内会の合併。コミュニティ内の各組織が脆弱化しないよう、各活動を包括できるような統一的地域の割り方などを、地域住民も交えて検討する機会を作る必要がある。
【取組事項】
・加入率は低下傾向（コロナによる勧誘活動の自粛、加入世帯の転出、住民票は異動せず施設等入所のため退会なども影響）ではあるが、転入世帯への取組として市民課で配布する資料を改善し、QRコードを付すなど、町内会情報にアクセスしやすいチラシ（宅建協会との連携も実施中）を作成し、転入してきた住民と町内会を繋ぐ活動を行っている。 ・コミュニティ組織の在り方については、各地区での事情、考え方がある中で、市が主導して様々な区分けを統一するよう進めることは現実的ではないが、地元からの意見として検討すべき事項と判断すれば、今後町内会等へ働きかける可能性はある。

【その他】「各種条例・規則の整備」について
【平成 29 年度に出された意見】
自治基本条例を踏まえ、社会情勢の変化に応じて市民にとって必要な条例、規則の整備にさらに努めていただきたい。
【取組事項】
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 5 月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進が求められる中、本市においても障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域の実現に向けた条例を制定するため「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会」を立ち上げ、制定に向け検討を進める。 ・その他にも石狩市として必要と判断したものについては条例や規則等を整備している。 <p>平成 30 年 1 月 1 日以降 5 月 31 日まで、条例では新規 10 件、改正 136 件、廃止 1 件、規則では新規 17 件、改正 188 件、廃止 3 件実施。</p>

【その他】「各種計画」について
【平成 29 年度に出された意見】
職員や市民に自治基本条例に関わっているという意識を持ってもらうことが重要と考えるので、個別の計画の中で、必ず最初のところに、自治基本条例の精神について言及していただきたい。
【取組事項】
各種計画については関連する法律で、計画書の様式（掲載すべき内容）が定められていることが多く、必ず言及することは現実的ではない。職員については、研修を通じて、自治基本条例の基本理念及び原則について理解した上で職務を遂行している。また、個別計画策定の際には、市民の声を活かす条例に基づき市民との協働に取り組むことで、自治基本条例の精神に沿っていると考えている。

【その他】「協働のまちづくりを進めるためのアイデア」について
【平成 29 年度に出された意見】
ワークショップにおいて、協働のまちづくりを進めるために意見やアイデアが出されたが、これらについて、市としても真摯に対応していただきたい。
【取組事項】
<ul style="list-style-type: none"> ・広報いしかりは改善を常に行い、市からの情報発信も行いながら、以前に比べ市民の活動などを発信するページを増やし、市民が積極的にまちづくりに関わるきっかけとなるよう、発行している。 ・厚田区・浜益区に集落支援員を配置するなど、様々な取組を実施し、市民の声を市が受け取る方法を増やしている。 ・各分野での連携については、就労型課題解決インターンプログラムという事業を平成 29 年度から実施しているが、令和 3 年度からは地元の協力の下、厚田区・浜益区でこの事業を行い、各地区の市民に向けて、新たなまちづくりを提案した。